

#### 水路占用に係る手続きについて

権利譲渡の申請 土地の売買などにより占用を譲渡するときは、申請が必要です。

変更の申請 許可を受けた内容を変更するときは、申請が必要です。

地位の承継届 相続などで許可を承継したときは、届け出てください。

終了の届 占用物件がなくなったり、占用物を撤去し、原状に回復してから届け出てください。

#### 占用許可のできないものの主な例

- ・縦断占用
- ・水路占用の代替ができるもの（個人所有の宅地保護のための擁壁の設置のための占用など）
- ・看板（公共的性質を有するものを除く）
- ・物置設置や駐車場として利用するための占用
- ・用途廃止可能な水路用地の占用（原則として払下げを行います）



国史跡八王子城跡城山川人道橋（写真）も水路占用許可が交付されています。

#### 問い合わせ先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

水循環部 水環境整備課 水管理担当 電話 042-620-7291（直通）

ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

# 水路占用許可

通路・給排水管などの

# ご案内

八王子市

## 水路占用について・・・

水路は、水害を防止するための重要な雨水の流下施設です。したがって、水路は開渠による管理を原則としており、水路に橋等を架ける占用行為は、流水機能管理上の支障となるものです。

しかし、公共の施設、住民の生活や事業のため占用物の設置がやむを得ない場合に限り、占用の目的を達成するために水路管理に支障の少ない必要最小限度の占用を認めています。

### 占用の種類(目的)

#### ①通路の占用

原則として、その敷地に対して1か所(幅員は必要最低限度、最大で6.0m)です。ただし、その敷地が道路等に面していて、そこから出入りが可能な場合は、占用は認められません。

#### ②電気・ガス・水道等の管類の占用

#### ③電柱・電線等の占用

#### ④その他の占用

足場等の仮設工作物や水量調査施設など。

### 占用するには、占用料が必要です。

通路や管類の占用料は、八王子市公共物管理条例により、次のように定められています。

(平成14年4月1日施行)

#### 水路の占用料

通路	780円	ガス管・水道管	558円	電柱	1,170円
占用面積1㎡につき1年		占用面積1㎡につき1年		1本につき1年	
その他	1,170円				
占用面積1㎡につき1年					

#### 占用料計算例(1㎡未満切り上げ)

通路の場合 780円×占用面積㎡=1年間の占用料

※年度途中の申請の場合は、占用料は月割りで計算されます。

※年度途中に撤去等があっても占用料はお返しできません。

#### 占用料の減免

- ①公共の用に供する目的で許可を受けたとき。
- ②各戸への引込管、引込線(上下水道、電気、電話通信線等)
- ③各戸からの浄化槽等排水放流管  
(ただし、自己が居住している宅地、建物からの排水管類に限ります。)
- ④居住者が出入のために使用する(営利を目的とせず日常生活に不可欠なもの)  
占用幅6m以内の通路。

## 許可申請の手続き

### 占用全般における説明

窓口にて、占用許可基準、占用料、工作物の構造、占用の目的など、水路占用に係る一般的な説明をします。

### 申請のための事前相談 (具体的な占用範囲や 工作物の構造など)

事前相談は窓口で行います。  
(申請者)  
占用場所、占用物件の構造などがわかるものを準備して来庁してください。(担当者が不在の場合もありますので、事前に来庁の日時をご連絡ください。)

占用許可基準に適合するまで、事前相談を行います。

(水環境整備課)  
占用基準に適合しているかについて確認します。  
(1) 構造図やシステムデータによる適合確認。  
(2) 現地調査による適合確認。  
※占用許可基準に適合していることが確認できれば申請書の提出となります。必要書類を渡し、占用料、申請方法について説明します。

### 水路占用許可申請書の提出

(申請者)  
水路占用許可申請書に必要事項を記入し、添付書類(下記参照)を添えて、水環境整備課に2部(1部はコピーで可)お持ちください。  
添付書類: 位置図、平面図、縦横断面図、構造図、求積図(占用面積)、公図の写、登記簿の写。  
申請内容によっては、減免申請書、境界確定図、利害関係人の承諾書の写などが必要となります。

処理期間  
約10日間  
(土日・祝祭日を除く)

(水環境整備課)  
申請書に不備がなければ受理します。(ただし、訂正箇所や必要書類がある場合などは、再提出を依頼します。)

### 水路占用許可書の交付 水路占用料の納付

水路占用許可書と一緒に水路占用料の納付書をお渡ししますので、納付期限内に市役所、市民部各事務所(斎場事務所を除く)、指定金融機関で占用料をお支払ください。

※占用許可期間は5年以内(電柱、水道、下水道等の管理施設でその事業管理者申請の場合は10年以内)です。引き続き占用する場合は、更新が必要です。

その他・・・水路占用に伴う他部署に関する工事などがある場合は、その部署に相談願います。(例:市道のガードレールを撤去する場合は、道路交通部 管理課へご相談ください。)